

社会福祉法人ふじの園役員等に関する報酬規程

平成 28 年 12 月 20 日制定

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ふじの園（以下「当法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等の支給）

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬（賞与及び退職手当を除く。）
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了し、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第 3 条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第 1 に定める額
- (2) 賞与については、別表第 2 に定める額
- (3) 退職手当については、別表第 3 に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程に準じた額
- (5) 役員の報酬額等の各年度の総額については、別表 4 に定めた額を超えない額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬については、別表第 5 に定める額とする。

（交通費の支給）

第 5 条 市外の非常勤役員等には、前条に定める報酬のほか、交通費を支給することができる。

（報酬の不支給）

第 6 条 当法人職員を兼務し、職員給与の支給を受けている役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第 7 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 20 日とする。ただし、支払日が休日に当たるときは、職員給与規程に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 30 日以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところ控除すべき金額及び本人からの申し出があったときは、立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 8 条 新に常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 9 条 前条第 3 項の規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、切り捨てた額
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げた額

(公表)

第 10 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(必要事項)

第 12 条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

(実施期日等)

この規程は、平成 29 年 6 月に開催される定時評議員会において決定された日から実施し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(実施期日等)

この規程は、令和4年6月21日から実施する。

附 則
(実施期日等)

この規程は、令和5年6月20日から実施する。

附 則
(実施期日)

この規程は、令和7年6月24日に開催される定時評議員会において決定された日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

常勤役員の報酬

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	月 額 250,000 円
常 務 理 事	月 額 220,000 円
理 事	月 額 180,000 円

週平均 30 時間以上勤務する理事を常勤役員とみなす。

別表第 2（第 3 条関係）

常勤役員の賞与

支給時期	報 酬 の 額
6 月の賞与	報酬月額×2.1 か月分
12 月の賞与	報酬月額×2.4 か月分

上記 賞与については経営状況により、減額することがある。

別表第 3（第 3 条関係）

常勤役員の退職手当算定式

最終報酬月額×在任年数×係数（1～10 年 0.9 11 年～ 1.0）

* 上記在任年数は、1 か年単位とし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

別表第 4（第 3 条関係）

役員の報酬額等の総額

役 職 名	各年度の総額
評 議 員	300,000 円
理 事	7,000,000 円
監 事	300,000 円
顧 問	480,000 円

別表第 5（第 4 条関係）

非常勤役員等の報酬

理 事	評議員会への出席	日 額 8,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額 8,000 円
監 事	監事監査等への出席	日 額 8,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額 8,000 円
評 議 員	評議員会への出席	日 額 8,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額 8,000 円
顧 問	法人及び施設業務のための出勤	月 額 40,000 円以下

